

と。」および「1-5. 検査結果に関して、労働者が産業医等をはじめ産業看護職に相談できる体制とすること。」の2項目については、修正が必要との意見も一部にあったが、ほとんどの産業医等から同意が得られた。「1-6. 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果を受けて精密検査として肝炎ウイルス検査を受診した場合でも、その結果の提出は労働者の意志に従うこと。」については、事業者が費用を負担した場合や安全配慮義務の観点から、反対意見が5~20%程度あった。

「2-1. 血液などと接触する場合は、労働者に適切な保護具を着用させること。」「2-3. 業務上の感染を前提とするB型肝炎ワクチンの接種は労働者の経済的な負担をさせないように努めること。」および「2-3. 海外派遣労働者の対策においては、信頼できる現地の医療機関を事前に調査し、適切に対処できるように対応マニュアルを作成しておくこと。」の3項目については、修正が必要との意見も一部にあったが、ほとんどの産業医等から同意が得られた。

「3-1. 事故後に実施するべき事項に関してマニュアルを作成しておくこと。」「および「3-2. 産業医等が感染者および感染源となった者の両者に十分な説明を行い、医療機関を受診させるように勧めること。」の2項目については、修正が必要との意見も一部にあったが、ほとんどの産業医等から同意が得られた。しかし、「3-3. 産業医等は、感染源となった者に対してウイルス検査を受診することの重要性を説明すること。」については、目的が不明瞭との指摘を受けた。「3-4. 検査結果は感染者および感染源となった者のみ伝達すること。双方以外が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないような体制とすること。」については、修正が必要との意見も一部にあったが、ほとんどの産業医等から同意が得られた。

「4-1. 新入社員教育研修やその他の各種研修・教育のプログラムの中にウイルス肝炎に関する教育を組み入れること。」および「管理監督者へのウイルス肝炎の健康教育により、不安や偏見をもたずに部下への対応を行わせること。また、職場内でのウイルス肝炎の予防と就業上の配慮等に関する知識を持たせること。」については、ほとんどの産業医等から同意が得られたが、全ての職種を対象とするのではなく、感染リスクの高い職場を対象とすべきではないかという意見もあった。

「5-1. 就業適性は労働者の健康状態と業務との相対的な関係で評価すること。すなわち、ウイルス肝炎に感染している労働者は一律に就業を禁止するというような基準を設けてはならな

いこと。」「5-2. 適正配置に関する規定は労働法規、労使協定、就業規則など上位の規定に基づいたものとする。」「および「5-3. ウイルス肝炎による就業上の措置に関与した人事や衛生の担当者は労働者のプライバシー保護に十分留意し、情報を保管する場合は、守秘義務のないものが勝手に閲覧したり、目的外に利用されたりしないように安全保護を徹底して保管すること。」の3項目については修正が必要との意見も一部にあったが、ほとんどの産業医等から同意が得られた。

「6. 事業者はウイルス肝炎に対して、以下の内容について産業医と十分な連携をとり、協力すること。事業者は地域産業保健センターの相談窓口等を利用して、以下について情報を収集するよう努めること。」については、修正が必要との意見も一部にあったが、ほとんどの産業医等から同意が得られた。

《5》行政への提言

「1. 職域での慢性肝炎の増悪因子を明らかにすること。」については、増悪因子の解明は難しいとの意見も一部にあった。しかし、一方で、増悪因子が判らなければ、職域での健康管理はできないとの意見もあった。

「考えられる増悪因子を挙げてください。」という質問に対しては、飲酒、過労・疲労などのほかに、職業因子としては過重労働、有機溶剤作業などが挙げられていた。

《6》この提言の拡大解釈

「1. 本提言は原則として既知の肝炎ウイルスであるB型肝炎ウイルスおよびC型肝炎ウイルス感染者を対象とした提言であるが、未だに病原体が同定されていないウイルスが疑われる慢性肝炎についても拡大適用されることが望まれる。」については、対処とする疾患の範囲が広くなり、健康管理の目的が不明瞭になってしまうことや時期尚早であるとの意見が多く出された。

D. 考察

今年度作成した「肝炎労働者の健康管理に関する提言(案)」は、専属産業医、嘱託産業医、都道府県産業保健推進センターの医師、地域産業保健センターの医師のほとんどから同意を得た。しかし、職域での肝炎ウイルス検査の実施、検査結果を事業者側で管理しないこと、ウイルス肝炎対策を特別に取り組むことに関しては、「不要」という意見が10~20%あった。ウイルス検査は労働安全衛生法の一般健康診断で規定されていない法定

外項目なので、事業所の費用負担も検査結果の保管義務もなく、就業上の配慮も発生しない。しかし、事業者がその結果を知りえた場合には、安全配慮義務の観点から、この結果の秘密保持を含めた就業上の措置を行わなくてはならないと考えられる。しかし、一方で、肝炎労働者が就業上の不利益を被る危険性もある。このように安全配慮義務と就業上の不利益、さらには個人情報の保護と非常に難しい問題をこの提言は抱えている。

とはいうものの、市町村で行われる老人保健法に基づく健康診査では肝炎ウイルス検査が積極的に行われている。これは個人の意思によりウイルス検査を行い、検査結果も個人に直接知らされることや、市町村から検査費用の一部が補助されること、また市町村の安全配慮義務は存在しないこと、さらには地域社会で就業上の不利益を被ることもないことなどが検査実施に有利に働いているためである。しかしながら、老人保健法の健康診査は多くの場合、地域の高齢者（退職者）が中心であり、感染者発見による経済的效果は高くはないと考える。一方、労働者はそのほとんどが60歳台以下で、働くことにより日本経済に貢献するとともに、税金や健康保険料を支払うことにより肝炎ウイルス検査に間接的に拠出している。すなわち、「費用負担者である労働者を対象とした事業所における肝炎ウイルス検査の積極的実施が難しい」というシステムは矛盾しているのではないかと考える。したがって、労働者の費用負担が重くならず、安全配慮義務と個人情報保護のバランスのとれた「ウイルス検査」、「定期的な保健指導」、「就業上の措置」、さらには「適切な治療」を実施できる体制を構築することが、本研究の最大の目的と考える。

E. 結論

肝炎労働者の健康管理に関する提言（案）を作成し、この提言（案）に対する意見を専属産業医、嘱託産業医、都道府県産業保健推進センターの医師、地域産業保健センターの医師から聴取した。結果としてほとんどの産業医等から同意を得た。しかし、職域で肝炎ウイルス検査を実施する意義、検査結果を事業者側で管理しないこと、ウイルス肝炎対策を特別に取り組むことに関しては、不要という意見が10～20%あった。これは事業者の安全配慮義務と労働者の就業上の不利益、さらには個人情報の保護が複雑に絡み合った結果と考えた。しかし、肝炎労働者が安心して働くことができる職場形成のために、本提言の必要性は非常に高いと考えた。

F. 健康危険情報 特になし。

G. 研究発表

論文発表

Munaka, M., Kohshi, K., Kawamoto, T., Takasawa, S., Nagata, N., Itoh, H., Oda, S., Katoh, T. : Genetic polymorphisms of tobacco and alcohol-related metabolizing enzymes and the risk of hepatocellular carcinoma. *Journal of Cancer Research and Clinical Oncology*, 129, 355-360, 2003 June.

学会発表

鈴木理恵, 小山倫浩, 一瀬豊日, 尾崎真一, 八嶋康典, 山口哲右, 木長 健, 小川真規, 川本俊弘: 肝炎労働者の業務内容ならびに急性増悪. 第31回 生物学的モニタリング・バイオマーカー研究会、佐賀、2003年10月。

落合秀夫, 織田進, 小山倫浩, 川本俊弘: 職域における肝炎検査について. 第31回 生物学的モニタリング・バイオマーカー研究会、佐賀、2003年10月。

鈴木理恵, 小山倫浩, 一瀬豊日, 櫻田尚樹, 尾崎真一, 八嶋康典, 山口哲右, 木長 健, 小川真規, 川本俊弘: 肝炎労働者の急性増悪と業務内容. 第74回日本衛生学会総会、東京、2004年3月。

落合秀夫, 織田進, 小山倫浩, 川本俊弘: 職域における肝炎検査について. 第77回日本産業衛生学会総会、名古屋、2004年4月

鈴木理恵, 小山倫浩, 一瀬豊日, 櫻田尚樹, 尾崎真一, 八嶋康典, 山口哲右, 木長 健, 小川真規, 川本俊弘: 事業所における肝炎労働者の情報管理方法. 第77回日本産業衛生学会総会、名古屋、2004年4月

H. 知的財産権の出願・登録状況

特許取得	該当なし
実用新案登録	該当なし
その他	該当なし

《1》労働者(肝炎ウイルスに感染していない、あるいは感染の有無が分からない)への提言
 2. 医療現場など肝炎に感染するリスクが高い職場では、B型肝炎ワクチンの接種など、事業者が行う感染の予防措置に協力すること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	33 91.7%	1 2.8%	1 2.8%	1 2.8%
嘱託産業医	56	30	53.6%	26 86.7%	0 0.0%	4 13.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	30 90.9%	0 0.0%	3 9.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	141 91.0%	2 1.3%	5 3.2%	7 4.5%
合計	505	254	50.3%	230 90.6%	3 1.2%	13 5.1%	8 3.1%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
同意できる ・ B型肝炎ワクチンについては、追加接種が必要か否かなどのフォローが必要であろう ・ 現行されている。	1		1	
不要 ・ HBVワクチンの安全性が不明 ・ 本人の意思を優先すべき	1			1
修正が必要 ・ 「リスクが高い職場」は一般の労働者には分かりづらい表現。 ・ 「協力する」→「従う、受け入れる」 ・ 「協力すること」(ワクチンの副作用の面から強制的な表現は望ましくない) →「協力するのが望ましい」 ・ 「協力すること」(義務の色合いが強い)→「積極的に利用すること」 ・ 「協力すること」→「協力し、自らも予防を積極的に行うことが望ましい」 ・ 「予防措置に協力すること」→「予防措置について前向きに検討しましょう」 ・ ワクチン接種に伴う事故のリスクもある ・ 医療現場以外も具体的にもう少し列挙したほうがよい ・ 肝炎に対する教育啓発に努めることを追加しては？ ・ 自己管理を指導し、本人負担が望ましい ・ 主旨としてはよいが、あくまで任意で実施すべき	1	1	1	1

＜I＞労働者(肝炎ウイルスに感染していない、あるいは感染の有無が分からない)への提言
 医療現場の他に、肝炎に感染するリスクが高いと考えられる職場を挙げてください。

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推 進センター	地域産業保 健センター	合計
1 検査機関	1	5	1	15	22
2 ごみ処理	2	2	0	3	7
3 ごみ収集	2	1	1	3	7
4 廃棄物処理	3	10	3	21	37
5 警察官	1	4	2	6	13
6 消防隊員	1	3	4	4	12
7 救急救命士	2	0	3	11	16
8 養護教諭	0	0	0	7	7
9 老人保健施設スタッフ	0	0	0	6	6
10 海外勤務	2	0	1	2	5
11 介護施設	1	1	1	2	5
12 研究所	2	2	0	2	6
13 清掃業	0	4	1	3	8
14 飲食業	0	0	0	4	4
15 理容業	4	0	1	7	12
16 格闘技	1	1	0	1	3
17 風俗業	1	2	0	5	8
18 刺青現物	0	0	0	3	3
19 鍼灸士	1	0	0	2	3
20 建築現場	1	2	0	1	4
21 医療機器管理	2	0	0	1	3
22 その他	10	10	3	30	53

＜1＞労働者(肝炎ウイルスに感染していない、あるいは感染の有無が分からない)への提言
 3. 職場で感染のハイリスク事故が発生したときは、産業医および事業者へ報告し、事業者が行う事後措置に協力すること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	0 0.0%	4 11.1%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	29 87.9%	0 0.0%	3 9.1%	1 3.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	146 94.2%	2 1.3%	3 1.9%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	236 92.9%	2 0.8%	11 4.3%	5 2.0%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 職場内と職場外を一緒にするべき				1
修正が必要 ・ 「協力すること」→「従うこと」 ・ 「産業医および」削除(職域に産業医がいるとは限らず、職域での安全配慮義務は事業者課せられているため) ・ 「事後措置に協力すること」(義務の色合いが強い)→「適切な事後措置を受けること」 ・ 「報告し」→「速やかに報告し」 ・ ハイリスクという考えは危険。感染者への差別につながる恐れがある。 出血があった場合はすべて危険とみなすべき ・ 事業者の責任がある場合に限る ・ 事後措置の内容が不明確 ・ 報告義務はよいが、その報告先は産業医か事業者のどちらかでよい ・ 労使双方に事前に十分な健康教育をするべき ・ 労働者は事業者へ報告、事業者から産業医へ報告する	1	1	1	1

《2》労働者(肝炎ウイルスに感染している(無症候性キャリアを含む))への提言
 1. 主治医の指示にしたがって定期的な検査や必要な治療を確実に受けること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
	34 94.4%	0 0.0%	2 5.6%	0 0.0%
	27 90.0%	0 0.0%	1 3.3%	2 6.7%
	31 93.9%	0 0.0%	2 6.1%	0 0.0%
	146 94.2%	2 1.3%	4 2.6%	3 1.9%
	238 93.7%	2 0.8%	9 3.5%	5 2.0%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保 健推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・「伝達すること」→「伝達するように努めること」				1
修正が必要 ・「確実に受けること」→「本人の希望によって受けること」 ・「主治医」→「産業医」 ・「主治医の指示にしたがって」不要 ・すべての感染者が定期的な検査や治療が必要ではないと思う ・検査治療を行ったか否かは事業所では把握できないので、産業医等への報告義務としてはどうか ・先ず主治医を探す、決める ・費用が個人負担であるため「確実に受けること」はどうか ・費用負担の問題がある ・本来プライベートな事項。有機溶剤や怪我のリスク、血液汚染の可能性など職種による。	1		1 1 1 1	
	1	1	1	

《2》労働者(肝炎ウイルスに感染している(無症候性キャリアを含む))への提言
 2. 主治医に対して、職場環境や業務から受ける身体への負荷に関する情報を伝達すること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	1 2.8%	3 8.3%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	25 83.3%	0 0.0%	4 13.3%	1 3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	25 75.8%	2 6.1%	6 18.2%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	133 85.8%	10 6.5%	5 3.2%	7 4.5%
合計	505	254	50.3%	215 84.6%	13 5.1%	18 7.1%	8 3.1%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター							
同意できる ・「伝達すること」→「伝えましょう」				1							
不要 ・ キャリアに対してここまで必要はない ・ 主治医に対して伝達しても産業医学的な判断は難しいのでは？ ・ 主治医は当然すべきこと ・ 他の疾患と同等の扱いであれば同意。キャリアであるからと特別に取り上げているのはどうか？	1		1	1							
修正が必要 ・ 「主治医に対して」→「産業医に対して」 ・ 「主治医に対して」→「産業医に対して」 ・ 「主治医に対して」→「主治医等に対して」 ・ 「職場環境や業務から～」→「必要があれば職場環境や業務から～」 ・ 「伝達する」→「提供する」 ・ 「必要に応じて産業医へその情報を伝達すること」追加 ・ 「負荷に関する情報を」→「過度の負荷があったと思われる場合は、負荷に関する情報を」 ・ 産業医は関与しなくてよいのか ・ 治療、通院が必要な人に対して ・ 主観的に偏向せず、客観的な情報も必要 ・ 主治医に対して伝達しても産業医学的な判断は難しいのでは？ ・ 従業員あるいは主治医から要請があった場合応じること ・ 職場環境や業務から受ける身体への負荷について具体的に例示する ・ 必要に応じて産業医等からの紹介状を持参する。 ・ 表現が分かりにくい ・ 本人が特定されないように配慮を(医療機関へ一斉にさせるなど) ・ 本人の希望があれば			1	1	1	1	1	1	1	1	1

《2》労働者(肝炎ウイルスに感染している(無症候性キャリアを含む))への提言
 職場への配慮として労働者からどのようなことを求められると考えられますか？

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推 進センター	地域産業保 健センター	合計
1 肝毒性のある有機溶剤の取	3	2	0	2	7
2 労働時間(時間外労働)	4	4	2	4	14
3 労働時間(通院時間)	9	7	4	24	44
4 労働時間(出張、転勤)	3	1	3	0	7
5 労働時間(休暇、休養)	1	2	0	2	5
6 労働時間	1	0	0	2	3
7 勤務形態(交替勤務)	3	1	0	0	4
8 労働強度(身体的負荷)	5	4	0	4	13
9 労働強度(過重労働)	1	0	3	5	9
10 労働強度	0	0	1	3	4
11 心理的負荷	2	0	1	0	3
12 労働内容(配置転換)	2	0	1	2	5
13 労働内容	1	0	1	0	2
14 就業内容(その他)	0	0	2	5	7
15 保健指導	0	0	0	2	2
16 プライバシー保護	1	2	1	13	17
17 情報提供(事故)	0	1	1	0	2
18 情報提供(肝炎全般)	1	0	0	1	2
19 情報提供(治療、予後)	1	1	1	6	9
20 情報提供(感染)	0	0	3	6	9
21 主治医と産業医の連携	0	0	2	0	2
22 差別、不安に関する相談	0	1	0	1	2
23 職場環境の整備	1	0	0	2	3
24 その他	2	0	0	7	9

《2》労働者(肝炎ウイルスに感染している(無症候性キャリアを含む))への提言
4. 産業医に対して、感染の状態や病状に影響する可能性のある職場環境や業務に関する配慮
および改善について必要に応じて相談すること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	32 88.9%	0 0.0%	4 11.1%	0 0.0%
嘱託産業医	28 93.3%	0 0.0%	2 6.7%	0 0.0%
産業保健推進センター	27 81.8%	0 0.0%	6 18.2%	0 0.0%
地域産業保健センター	138 89.0%	8 5.2%	6 3.9%	3 1.9%
合計	225 88.6%	8 3.1%	18 7.1%	3 1.2%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
不要 ・ 2,3と同意 ・ 医療現場以外ではハイリスク職場はないと思う。また医療現場では保健所からの指導が行き届いている ・ 相談を受けても実行できないことがある				1 1 1
修正が必要 ・ 「感染の状態」は不要 ・ 「産業医に対して～相談すること」→「産業医から労働者へ教えること」 ・ 「就業上の配慮が必要な場合には産業医に相談すること」追加 ・ 「相談すること」→「相談することができる」 ・ 「相談すること」→「相談することが望ましい」 ・ 「必要に応じて」を文頭へ移動 ・ 安全衛生委員会等を通じて相談 ・ 医療保健などについては厳格に実施する。その他の職域では不要 ・ 感染の状態を報告するべきである ・ 具体的な職場環境や業務の提示が必要 ・ 事業所の理解が得られるか心配 ・ 主旨としてはよいが、あくまで任意で実施するべき ・ 主治医が通常勤務可と判断し、2,3を満たせば、労働者自らが申し出たときのみ産業医が相談に応じることができるが、能力のある産業医が乏しい ・ 従業員自身が病態と作業環境の影響を判断するのは困難である ・ 全員への教育として	1 1	 1 1	 1 1 1 1 1	

「2」労働者(肝炎ウイルスに感染している(無症候性キャリアを含む))への提言

5. 自分が肝炎ウイルスに感染していることを職場にどの程度知らせたほうがよいか迷う場合には産業医に相談すること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	26 72.2%	6 16.7%	4 11.1%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	26 78.8%	3 9.1%	4 12.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	136 87.7%	4 2.6%	10 6.5%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	217 85.4%	13 5.1%	19 7.5%	5 2.0%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる		1		1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際、自分から知らせることはないのでは？ ・ 実際問題として相談する人は少ないと考える ・ 電話相談などがあれば尚よいかも？ ・ 病状が進行した人は治療するべきで就労するべきではない 			1	1
不要	1			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2」4. と重複している ・ バックアップ体制があればよい。フォローできない場合もある。 ・ 感染しているかどうかを知らせるのは労働者自身であり、相談することと助言することは望ましくない ・ 自己判断で可 ・ 主治医にまず相談するべき ・ 職場に知らせる必要はない ・ 通常、業務で感染することは考えられず、職場に通知する必要はない ・ 特別な場合を除き必要ないから 	1			1
修正が必要				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「産業医」→「家庭医等」 ・ 「産業医」→「産業医のみならず主治医」 ・ 「産業医」→「産業医または主治医」 ・ 「産業医」→「産業医や保健師に」 ・ 「産業医」→「主治医」(感染性、危険性について知りうる立場にある) ・ 「産業医」→「主治医ならびに産業医」 ・ 「産業医」→「主治医または産業医」 ・ 「産業医に」→「産業医または主治医に」 ・ 「自分が肝炎ウイルスに感染していることが分かった場合、必要があれば産業医に相談すること」 ・ ここまで提言に加えるとプライバシーの問題になるかも知れない。 ・ 医療保健などについては厳格に実施する。その他の職域では不要 ・ 一般的な説明は可能だが、個人に一番よい説明が常にできるかは不安 ・ 差別につながらないと確信のもてる事業所以外は不可 ・ 産業医が肝臓専門でない場合は対応できない。主治医が適しているのでは？ ・ 守秘義務があることを念頭に置くこと ・ 全員への教育として ・ 相談は自発的に行う 	1		1	1
			1	2
			1	1
			1	1
	1			
			1	1
			1	

《3》産業医等への提言

1) ウイルス検査

1. 職域におけるウイルス検査で感染が疑われる場合には、当該労働者に対し、
肝炎ウイルス検査結果の意味を説明すること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

同意		不要		修正		無回答	
30	83.3%	2	5.6%	4	11.1%	0	0.0%
29	96.7%	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%
33	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
146	94.2%	4	2.6%	1	0.6%	4	2.6%
238	93.7%	7	2.8%	5	2.0%	4	1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保 健推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 産業医が面談できない場合には文書でもよいのでは？ ・ 説明方法についてはどうするのか検討が必要			1	
不要 ・ 医療機関等で最終結論がでるので、1, 2は重複している。 ・ 主治医の分野 ・ 職域では基本的にウイルス検査は行わない。就業上やむを得ず検査を行う場合は本人の同意を得て行うため、その結果説明は当然のことである ・ 職域におけるウイルス検査自体に問題がある	1 1	1		1
修正が必要 ・ 「説明すること」→「説明することが望ましい」 ・ 検査結果の説明は本人が自ら持参し相談してきたケースに限るべき ・ 検査前に意義と意味を説明し、同意を得ること ・ 職域でウイルス検査を行う意義を安全衛生委員会で話し合う必要があります ・ 本人の希望があれば	1 1 1 1			1

＜3＞産業医等への提言

1) ウイルス検査

2. 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、肝炎ウイルス感染が疑われる場合には、当該労働者に対し、肝炎ウイルス検査の意義を説明し、医療機関への受診を促すこと。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

同意		不要		修正		無回答	
33	91.7%	1	2.8%	2	5.6%	0	0.0%
30	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
33	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
148	95.5%	2	1.3%	0	0.0%	5	3.2%
244	96.1%	3	1.2%	2	0.8%	5	2.0%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保 健推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 産業医が面談できない場合には文書でもよいのでは？			1	
不要 ・ 他の検診結果と同様であれば同意 ・ 本人の意思を尊重するべき		1		1
修正が必要 ・ 「医療機関への受診を促すこと」→「必要に応じて、医療機関への受診を促すこと」 ・ まず省略しない法定項目となってから	1			
	1			

＜＜3＞＞産業医等への提言

1) ウイルス検査

3. 健康相談等の機会に、本人から職域以外で実施したウイルス検査の結果から肝炎ウイルス感染が疑われる旨の申告があった場合は、その内容を医療職の守秘義務のかかった診療録や個別保健記録に記載すること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
	28 77.8%	3 8.3%	5 13.9%	0 0.0%
	28 93.3%	1 3.3%	1 3.3%	0 0.0%
	32 97.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%
	131 84.5%	6 3.9%	12 7.7%	6 3.9%
	219 86.2%	10 3.9%	19 7.5%	6 2.4%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
回答なし				
・「医療職の守秘義務のかかった診療録や個別保健記録」は存在するの				1
同意できる				
・「結果を本人に説明するとともにその情報にかかる守秘義務を守ること」				1
・産業医は診療行為はしないため、「診療録」は原則ありえない。また、ほとんどが嘱託産業医であり、記録は事業所で管理しているため事業者に守秘義務を課すべき			1	
・診療録の保管の責任をはっきりさせるとともに、一般の日本人についても肝炎の正しい知識を得るための教育を行い、守秘義務を守る。			1	
不要				
・果たして守秘可能か? <<3>>1)2)で十分では。				1
・記録の残ることを希望しない社員もいる	1			
・個別に判断すべき		1		
・社内記録に職域以外のデータを記載するべきではない	1			
・対応方法を限定することは現実的ではない	1			
修正が必要				
・「医療機関へ紹介し、ウイルス感染を確認してからその内容を…」追加				1
・「医療職の守秘義務のかかった診療録」が分かりにくい	1			
・「記載すること」→「記載することが望ましい」	1			
・「記録すること」→「本人の同意を得て記録すること」				1
・「個別保健記録」→「個別保健記録等」(電子記録媒体を用いて管理していることもあるため)	1			
・「必要があれば」追加		1		
・「本人の同意がない限り」追加(同意があれば、個人票の現病歴へ記載)	1			
・「本人の同意のもとに記載すること」追加				1
・医療職の範囲が難しい(健診センターの事務職員は?)	1			
・医療福祉に限る				1
・記録の漏洩などがないか、リストラの問題を考慮する				1
・疑い場合は再検査を行い、その結果を個人の保健診療録に記載する				1
・健康相談と診療は対応が異なり、健康相談において診療録に記載することはなじまない				1
・守秘義務のかかった診療録とは何か?				1
・職場によって対応が異なるのではないのでしょうか?				1
・診断が確定してから記載する				1
・本人と主治医が十分に相談し、それを事業者、産業医に必要な応じて報告すれば十分				1
・労働者の申告が正しいとは限らないので検査結果のコピーなどで確認する必要がある				1

＜3＞産業医等への提言

2) 就労に関する意見

1. 事例ごとに職場環境や業務を確認のうえ就業上の措置が必要かどうかについて判断し、必要な場合にはプライバシーに配慮し、就業上の措置の必要性を事業者に助言すること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	34 94.4%	1 2.8%	1 2.8%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	32 97.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	139 89.7%	6 3.9%	6 3.9%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	234 92.1%	7 2.8%	9 3.5%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・「原則として」→「業務が疾病の増悪に影響のない場合、原則として」 ・「助言すること」→「勧告すること」でなくてよいか？（事例によるのでは？）				1
不要 ・できれば理想的。しかしメンタル対応で手一杯 ・一般論としてはそうだが、現実的に実行できるか疑問 ・地域産業保健センターの産業医は、就労の助言には細心の注意が必要	1			1 1
修正が必要 ・「必要な場合にはプライバシーに配慮し」→（プライバシーへの配慮は確実に必要） ・「必要な情報を本人の許可を得て主治医より入手する」挿入 ・「本人の同意を得て」（追加） ・一般医療機関に任せ、自己申告させること ・健康相談が労働者からなされた場合、事案によりリストラの恐れが生じるので望ましくない。助言は労働者の同意が前提である。 ・元のデータがどのように会社で扱われているのか ・本人の同意の元に行う	1	1	1	2 1 1 1 1

＜3＞産業医等への提言

2) 就労に関する意見

2. 無症候性キャリアである労働者には、原則として事業者には就業上の措置を求めないこと。
一方、定期的な通院検査等の保健指導を行うこと。

	総数	返信数	回収率	同意		不要		修正		無回答	
専属産業医	55	36	65.5%	30	83.3%	2	5.6%	4	11.1%	0	0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29	96.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	31	93.9%	0	0.0%	2	6.1%	0	0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	140	90.3%	5	3.2%	4	2.6%	6	3.9%
合計	505	254	50.3%	230	90.6%	7	2.8%	10	3.9%	7	2.8%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし ・ 事業者に報告するかも含めて検討			1	
同意できる ・ キャリアであることは事業者へ伝えるのか？ ・ 日常生活の範囲で他人に感染させる危険はないと考えます。	1			1
不要 ・ <<3>>2)3)にまとめる	1			
修正が必要 ・ 「一方～」削除(主治医がすでにいることが前提であり、保健指導は一般健診の部分で含まれる範囲で行えばよい) ・ 「就業上の措置」→「就業上の不利益な措置」 ・ 「定期的な通院検査等の保健指導も行うこと」→「必要に応じて、定期的な通院検査等の保健指導も行うこと」 ・ 外傷の多い仕事にはつかせない。(ダンボールなどで切創が多い) ・ 抗原力価が高値である場合は就業上の措置も必要である ・ 事業者には報告しない ・ 事業者の理解が得られるかが心配 ・ 就業上の措置は労働者に不利なこととは限らないため ・ 保健指導は不要	1			1
			1	
				1
			1	
	1			

〈3〉産業医等への提言

2) 就労に関する意見

3. 肝炎の病状だけではなく、職場環境や業務も考慮して就業上の意見を述べること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	35 97.2%	1 2.8%	0 0.0%	0 0.0%
嘱託産業医	29 96.7%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	31 93.9%	2 6.1%	0 0.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	131 84.5%	13 8.4%	5 3.2%	6 3.9%
合計	226 89.0%	16 6.3%	6 2.4%	6 2.4%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保 健推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ (あまり必要ないとは思いますが)		1		
不要 ・ 〈3〉2)1と重複 ・ 〈3〉2)1に含まれる ・ 〈3〉2)1に含める ・ 〈3〉2)2,4,5と重複している。 ・ 職場環境は変えられるか？意見を述べるだけなら誰でもできる ・ 地域産業保健センターの産業医は、業務内容の把握が困難	1		1	1 1 1
修正が必要 ・ 「本人の同意を得て」(追加) ・ ガイドラインがないと難しい ・ 具体性に欠ける ・ 就業上の意見を誰に述べるのか？ ・ 労働者に説明し、同意を得てから行う。				1 1 1 1 1

＜3＞産業医等への提言

2) 就労に関する意見

4. 肝硬変と診断されている労働者には、病状の自覚を求めるとともに、事業者になるべく心身の安静度が高い作業に従事させるよう就業上の措置を求めること。

	総数	返信数	回収率	同意		不要		修正		無回答	
				数	率	数	率	数	率	数	率
専属産業医	55	36	65.5%	26	72.2%	6	16.7%	4	11.1%	0	0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	24	80.0%	2	6.7%	4	13.3%	0	0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28	84.8%	2	6.1%	3	9.1%	0	0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	130	83.9%	9	5.8%	10	6.5%	6	3.9%
合計	505	254	50.3%	208	81.9%	19	7.5%	21	8.3%	6	2.4%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
回答なし				
・これを理由に解雇されない配慮が必要				1
同意できる				
・「肝硬変の状態は隠さないほうがよいことを指導すること」				1
・安静度の目安は何を根拠にするのか？	1			
・基本的には同意。安衛法第68条との兼ね合いが気になり	1			
・実際問題としてそう容易くないのでは？				1
・提言の位置づけによっては不要(まともな産業医にとってはこの内容は当然である)	1			
・必要な場合には、事業者に」			1	
不要				
・＜3＞2)1. に含まれる			1	
・＜3＞2)1へ包括。肝硬変にも程度があり、診断がきちんとなされているかも問題	1			
・＜3＞2)2)に含める				1
・＜3＞2)3)にまとめる	1			
・＜4＞2)1)に含まれる				1
・リストラの対象となった場合の責任の所存があいまいになる				1
・肝硬変といっても病状に差があるので一まとめにするには問題がある	1			
・肝硬変といっても病状に差があるので一まとめにするには問題がある。3.2.1)に包括される	1			
・肝硬変に限らない		1		
・肝硬変に限定することはなく、3.2.1)の範囲で実施すればよい			1	
・個別に判断すべき		1		
・自覚症状がある場合は医療として対応すべき				1
・自己管理を行わずに悪化した場合も含まれてしまう	1			
・主治医が対応すればよいと考える。				1
修正が必要				
・「なるべく」→「必要に応じて」		1		
・「安静度」→「負担が少ない作業」	1			
・「肝硬変」→「肝硬変、急性増悪期」		1		
・「事業者になるべく～」→			1	
・「病状の自覚を求める」→「検査結果を把握する」				1
・「本人の同意を得て」(追加)				1
・「本人の了承を得て」追加				1
・「労働者の同意を得た上で」追加				1
・リストラの対象者にならないように配慮する				1
・肝硬変の診断に幅があるので基準を設置する				1
・肝硬変の程度によっては必ずしも安静を要しないと考えられる				1
・肝硬変まで進行すると就労が可能かどうか判断に苦しむ		1		
・同時に本人へはたらき方の自律調整を行い、仕事と病気のバランスをとるよう指導する	1			
・表現が分かりにくい			1	
・表現が分かりにくい(心身の安静度)			1	
・病状と業務内容に従って(必要と判断される場合に限って)	1			
・本人の意見、仕事への意欲を十分に聞くことが必要		1		
・本人の同意の元に行う				1
・本人の了解のもと行う(仕事が生きがいで続けたいという人もいるので一概にはいえない)	1			
・労働者に説明し、同意を得てから行う。				1